平成２７年度

小型動力ポンプ付き普通積載車（九鬼）

仕　様　書

尾　鷲　市

小型動力ポンプ付積載車仕様書

第１　総則

１　目的

この仕様書は、尾鷲市（以下「市」という）が平成２７年度に購入する小型動力ポンプ付普通積載車（以下「車両」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　概要

(1)　車両は、当該シャーシに自動給水が可能な小型動力ポンプを装備し、火災に対し速やかに活動できるものであること。

(2)　車両は、この使用に対して十分に満足し得るよう艤装すること。

(3)　車体は、常時登録された車両総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

(4)　本車両の艤装に当たり、仕様の目的が達成されるよう製作する上で技術上の変更を要する場合、または疑義のある場合には、担当者と協議し承認を得ること。

(5)　設計、製作材料、備品等に関して、特許その他利権上の問題が発生した場合は、艤装メーカーが責任を負うこととする。

３　摘要法令

完成車両は、消防自動車として国庫補助金対象規格（消防施設）に適合し、且つ安全が確保できるもので次に挙げる法令、その他関係法令及び通達に適合するもとであること。

(1)道路運送車両法

(2)道路運送車両の保安基準

(3)動力ポンプの技術上の規格を定める省令

(4)その他関係法令、規格等に全て適合した緊急自動車とすること。

４　購入台数

１台

５　提出書類

(1)　受注者は、契約締結後、市と製作に関する詳細な協議を行い、その結果に基づき、下記に示す関係書類をＡ４ファイル綴りにして提出し、市の承認を受けた後製作に着手しなければならない。

①艤装外要図　２部

②装備取付図　２部

③製作行程表　２部

④電気配線図　２部

⑤その他、市が指示するもの

⑵納入に際し、次のものを提出ものとする。

①責任保証書（車両）　２部

②責任保証書（艤装）　２部

③車両取扱説明書　２部

④各種装備品等の取扱説明書　各１部

⑤その他、市の指示するもの

６　検査

⑴ 完成検査（納入検査時）は、塗装が完了し積載品が完備し、陸運局が行う新規登録した後に実施する。

⑵ 納期　平成２７年１２月１７日（木）

第１章　細則

１．この積載車は本仕様に定めるほかに、「国が行う補助の対象となる消防設備の基準規格」に適合するものであること。

２．また、「道路運送車輌法」及び「道路運送車輌の保安基準」に適合するものとし、尚かつ緊急自動車として承認が得られるものであること。

３．車体は、常時登録された車輌総重量の状態において、十分耐え得るものであること。

４．積載する小型動力ポンプの規格は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合するものとする。

５．小型動力ポンプ及び必要な付属品の積載装置に関しては、走行中の振動その他により移動又は破損等を生じないように安全確実に固定できること。また、容易に積みおろしもできる構造であること。

６．設計、制作材料、備品等に関して、特許その他利権上の問題が発生した場合は、艤装メーカーが責任を負うこととする。

７．受注者は製作するにあたって市と打ち合わせを実施し、下記に示す関係書類を提出し、承認を得た後に艤装に取り掛かること。

（１）車輌艤装図

（２）製作工程表

（３）その他、市が指示する書類

８．完成車輌納入時には、下記の関係書類を提出すること。

（１）全般艤装図

（２）各種取扱説明書

（３）その他、市が指示する書類

９．完成車輌は、陸運局が行う新規登録検査に合格の上、納入するものとし、尚かつ市の検査に合格しなければならない。

１０．本仕様書に変更を必要とする場合、又は不備が生じた場合は市へ連絡の上、指示を受ける

こと。

１１．保証期間は、納入検査合格の日から１カ年とするが、構造上あるいは艤装に関わる技術上の不備により故障や欠陥が生じた場合は、市へ連絡の上、指示を受けることとする。

第２章　シャーシ

１．シャーシ等

（１）Wキャブで４WDとする。

（２）エンジンはガソリンエンジンとする。

（３）総排気量２．０L以上

（４）最大積載量１．０ｔ以上（艤装前の最大積載量）

（５）乗車定員は８名以上とする。

（６）５速ミッション

（７）エアコン付

（８）バイザー・マット・ラジオ付

（９）スペアタイヤ・標準工具付

＊なお、完成寸法（艤装取付後）については、全長5,000㎜、全幅1,895㎜、全高2,310㎜以下とする。

第３章　艤装・取付品及び付属品等

１．小型動力ポンプ積載装置は、レール引き出し式とし、走行中の振動などによって移動することなく確実にかつ安全に固定できるもので、積みおろしも容易にできる傾斜式構造とする。

２．シャーシのキャビン及び荷台はメーカー塗装の消防色とし、艤装各部は完全な錆止め処理を行い、十分なるプライマー処理及び下塗りを行った後、消防色にて仕上げ塗装をする。車輌ドア両側面の文字入れに関しては市と打ち合わせの上実施する。

３．付属品等積載装置は、装備品及び付属品を安全確実に積載でき、尚かつ、容易に取り外しができる堅固な装置であることとする。

４．ホース収納棚は１５本以上収納できる構造であること。

５．吸管取付装置は吸管を二重巻きで取り付けられ、巻きはじめをネジ側として籠が車体前方を向くような構造とすること。

６.赤色回転灯はキャビン上部に取り付ける。電子サイレン用スピーカー、団名標識灯は荷台前部に取り付ける。また、操作スイッチ及び配線は専用のヒューズを介し、運転席のダッシュボード付近にとりまとめ、バッテリーとの電源を完全に遮断するメインスイッチ（アクセサリー）も別に取り付けること。

７．照明灯は、上下左右に操作できる構造で、荷台支柱後部に取り付け、作業灯は荷台前部より後方を照らすように取り付けること。

８．防火衣・防火帽を吊り下げられるようキャビン内後部座席の後方にフックを４個程取り付

ける。
９．梯子、とび口は荷台支柱に取り付けること。
１０．後部灯に破損防止のため保護カバーを取り付けること。
１１．床面上のステップ処理はアルミニウム製稿板にて行う。
１２．団マークを車輌前面の中央部に取り付ける。
１３．リヤステップ（アルミ化粧板を使用したもの）を足り付けること。
１４．下記に記載する取付装置は後部荷台の適切な箇所に取り付けること。
（１）梯子取付装置（３．６ｍアルミ製スライド式）
（２）管鎗取付装置（２本分）
（３）ノズル立て取付装置（２本分）
（４）ホース背負器取付装置
（５）吸管取付装置（７５ｍｍ×８ｍ）
（６）消火栓媒介金具取付装置
（７）二又分岐金具取付装置
（８）大箱回し取付装置（１本分）
（９）消火栓キー取付装置
（１０）スタンドパイプ取付装置
（１１）とび口取付装置（２本）
（１２）剣先スコップ取付装置
（１３）金てこ取付装置
（１４）燃料携行缶取付装置
（１５）旗立て取付装置
（１６）ポンプ用投光器取付装置
（１７）ホースブリッヂ収納箱
（１８）発動発電機取付装置（カバー付）
１５．取付品
（１）赤色回転灯（スピーカー・標識灯一体型）
（２）電子サイレン（マイク付）
（３）標識灯（赤色回転灯一体型）（尾鷲市）
（４）前後部赤色点滅灯　（ＬＥＤ）
（５）自動車用消火器（ＡＢＣ粉末６Ｋｇ）
（６）後退警報ブザー
（７）車輪止め（ゴム製）
（８）照明灯（１２Ｖ４５Ｗ以上）
（９）資機材、器具収納格納箱（キャブ内の後部座席下）
（１０）２連梯子（３．６ｍアルミ製スライド式）

（１１）消防団マーク

（１２）マグネット方式充電配線の取付

１６．付属品

（1）	吸水管７５ｍｍ×７．２ｍ　接手付	１本
（2）	吸水管７５ｍｍ用ちりよけ篭	１個
（3）	吸水管７５ｍｍ用ストレーナー	１個
（4）	吸管ロープ１０ｍｍ×１５ｍ	１本
（5）	管鎗	２本
（6）	噴霧ノズル	２個
（7）	吸管枕木	１個
（8）	とび口	２本
（9）	ポンプ用投光器	１台
（１０）	剣先スコップ	１本
（１１）	金てこ	１本
（１２）	大箱回し	２本
（１３）	消火栓キー	１本
（１４）	消火栓媒介金具	１個
（１５）	二又分岐金具（65㎜）	１個
（１６）	スタンドパイプ	１本
（１７）	燃料携行缶２０Ｌ（縦型）	１個
（１８）	ホース背負い器	１台
（１９）	ホースブリッジ（シングル用）	１組
（２０）	インバーター発電機	１台
（２１）	投光器（ＬＥＤ）三脚付	１台
（２２）	消防ホース　６５ｍｍ×２０ｍ　光輪付 使用圧１．３ＭＰａ	１０本

第４章小型動力ポンプ

１．この小型動力ポンプ付積載車には、下記に記載する事項に適合する小型動力ポンプを積載すること。

①規　　格　　１）日本消防検定協会の受託試験合格品であること。

　　　　　　　２）Ｂ－２級とする。

②エンジン　　１）２気筒２ストトーク水冷式とする。

　　　　　　　２）最大出力３２ｋｗ以上とする。

３）セルモーター・リコイル始動方式とする。
４）低騒音（静音）方式とする。
５）分離給油方式とする。
６）オーバーヒート防止自動停止装置を装備していること。
７）冷却水循環方式とする。
８）Fi（電子制御燃料噴射）式とする。

③ポ　ン　プ　　１）高圧一段タービンポンプとする。
２）放水口はボールコック式とする。

④真空ポンプ　１）四翼偏心ロータリー無給油式とする。
２）ブレードの材質は耐久性を考慮してピーク材とする。

第５章その他

１．納入の際に必要となる納入諸経費・重量税・自賠責保険料及びリサイクル料金はいずれも入札価格に含まないものとする。